

令和5年度第2期ライフプランセミナー

退職手当について

(さいたま市教職員用)

さいたま市教育委員会
教職員給与課 給与係

本日の流れ

1 退職手当の概要

- ・ 退職手当とは。

2 退職手当の計算方法

- ・ どのように金額が決定されるのか。

3 退職手当に係る税金等

- ・ 退職手当から引かれる額は。

1 退職手当の概要

ア 退職手当とは？

民間企業で「退職金」と呼ばれているもの

イ 受給者は？

原則、職員本人に支給

ウ 支払時期は？

原則、退職日から起算して1か月以内

2 退職手当の計算方法

退職手当の算出基礎になるものは？

① 退職日の給料の月額

①退職日の給料の月額

×

② 支給割合

② 支 給 割 合

+

③ 退職手当の調整額

③ 退職手当の調整額

||

退 職 手 当 額

2 退職手当の計算方法

◎計算式（イメージ）

①退職日の給料の月額	=	400,000円
×		×
②支給割合	=	40.00
+		+
③退職手当の調整額	=	2,000,000円
退職手当額	=	18,000,000円

2 退職手当の計算方法

◎計算に必要なもの

- ① { ・ 給与明細 → 給料の月額が記載
- ② { ・ 経歴（履歴書）
→ 勤続年数を決定するのに必要な休職歴、前歴等が記載
- ③ { ・ 退職手当の支給割合一覧表（別添1）
- ④ { ・ 退職手当の調整額の区分表（別添2）

2 退職手当の計算方法

①退職日の給料の月額

①退職日の給料の月額

→給与明細のどこを見れば分かるのか？

×

② 支 給 割 合

+

③ 退職手当の調整額

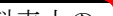
＝

退 職 手 当 額

2 退職手当の計算方法

退職手当の計算上、使用する給与明細の各項目について

A

級号給	給料表上の 給料月額	
02-152	404,200	

給料表上の給料月額

※教育職給料表3級の場合の加算込み

※教職調整額(教育職給料)

表1級、2級、特2級が支給対象)は、
給料表上の給料月額¹の4%を別途加算

※支給明細上の給与及び教職調整額は

退職手当計算の際は使用しない

支給明細

B

[illegible]

特支・特学担任等の場合に加算

※給料表の切替えに伴う経過措置の対象者、非対象者共通

級号給	A	
02-152	給料表上の 給料月額	404,200

B

支給明細	給料の調整額	教職調整額
404,200		16,168
時間外勤務手当	特殊勤務手当	夜間勤務手当
教員特別手当	単身赴任手当	寒冷地手当

- ・給料表3級・4級の場合はA+Bが「給料の月額」となる
- ・給料表1級・2級・特2級の場合は、
 $(A \times 1.04) + B$ が「給料の月額」となる
(Aに対する教職調整額を加算するため)

2 退職手当の計算方法

◎勸奨退職について

※勸奨退職の加算条件

- ①勤続25年以上
- ②定年から10年を減じた年齢以上
- ③定年の退職日から1年前までに勸奨により退職

※勸奨退職加算での定年は60歳として数える

⇒3つの条件全てを満たす場合は給料の月額に加算されます。

2 退職手当の計算方法

◎ 計算例（勧奨退職の場合）

- ・ 給料の月額に加算されるもの

※勧奨退職の加算

年齢 (歳)	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
加算率 (%)	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

⇒57歳で勧奨の場合（給料の月額400,000円、加算率6%）

$$400,000\text{円} \times 1.06 = 424,000\text{円}$$

2 退職手当の計算方法

②支給割合

①退職日の給料の月額

×

② 支 給 割 合

→どのように決まるのか？

+

③ 退職手当の調整額

＝

退 職 手 当 額

2 退職手当の計算方法

支給割合とは？

支給割合は、 **A 退職事由** **B 勤続年数** で決定される。

退職事由 勤続年数	自己都合	定年 公務外死亡 通勤災害傷病	勸奨	公務外傷病 任期满了	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
1年	0.5022	0.837		0.837	1.2555
～	～	～	～	～	～
34年	38.7531	46.83015	46.83015	38.7531	46.83015
35年	39.7575	47.709	47.709	39.7575	47.709
36年	40.7619	47.709	47.709	40.7619	47.709
37年	41.7663	47.709	47.709	41.7663	47.709
～	～	～	～	～	～

2 退職手当の計算方法

A 退職事由にはどのようなものがあるか？

- 定年退職
- 勧奨退職
- 自己都合退職
- 公務外傷病退職...等

→それぞれの退職事由で支給割合が異なる

2 退職手当の計算方法

B 勤続年数

職員としての在職期間(a)と下記の b ~ d の処理をした期間

※単純に本採用された日から退職日までではない

a 職員としての在職期間

...職員になった日の属する月から退職した日の属する月までの期間

b 前歴の期間の通算

c 休職期間等の除算

d a ~ c により算出した期間のうち、1 年未満の月数が 6 月以上なら 1 年に切上げ、6 月未満は切捨て
※自己都合退職の場合は 1 年未満は全て切捨て

2 退職手当の計算方法

a 職員としての在職期間 どのように計算するのか？

{ S63. 4. 1～R7. 3. 31 本採用教職員 のXさんの場合 }

採用

S63.4.1

本採用

(埼玉県→さいたま市)

定年退職

R7.3.31

2 退職手当の計算方法

a 職員としての在職期間 どのように計算するのか？

採用
S63.4.1

ポイント

⇒1日でも在職していればその月は1月として計算

本採用

(埼玉県→さいたま市)

定年退職

R7.3.31

S63.4.1～R7.3.31 …… 37年0月

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算

◎勤続年数に通算し得る前歴

⇒以下の職員としての引き続いた在職期間

- ・ さいたま市の本採用職員
- ・ 埼玉県の小教職員
- ・ 国家公務員
- ・ 他の地方公務員
- ・ 特定地方公社職員
- ・ 特定公庫等職員
- ・ 特定一般地方独立行政法人職員 等

◎通算し得る前歴が以下の2つの条件を満たす場合

⇒勤続年数に通算できる

条件1: 退職時に退職手当を受けていない

条件2: 引き続き1日も空けずに採用されている

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算

どのような場合、前歴を勤続年数に通算できるか？

S62. 4. 1～S62. 12. 31 臨時的任用職員、S63. 1. 2～S63. 3. 31 臨時的任用職員
S63. 4. 1～R7. 3. 31 本採用職員、S63. 8. 10～H1. 3. 31 育児休業取得
のYさんの場合

採用
S62.4.1

臨任
(埼玉県)

退職
S62.12.31

採用
S63.1.2

臨任
(埼玉県)

退職(任期満了)
S63.3.31

採用
S63.4.1

本採用
(埼玉県→さいたま市)

定年退職
R7.3.31

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算（前歴を通算できない場合）

採用
S62.4.1

採用
S63.1.2

採用
S63.4.1

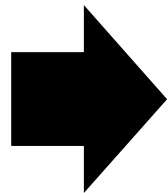
臨任
(埼玉県)

臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県→さいたま市)
-------------	--------------------

退職
S62.12.31

退職(任期満了)
S63.3.31

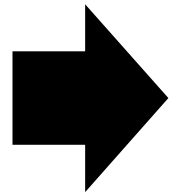
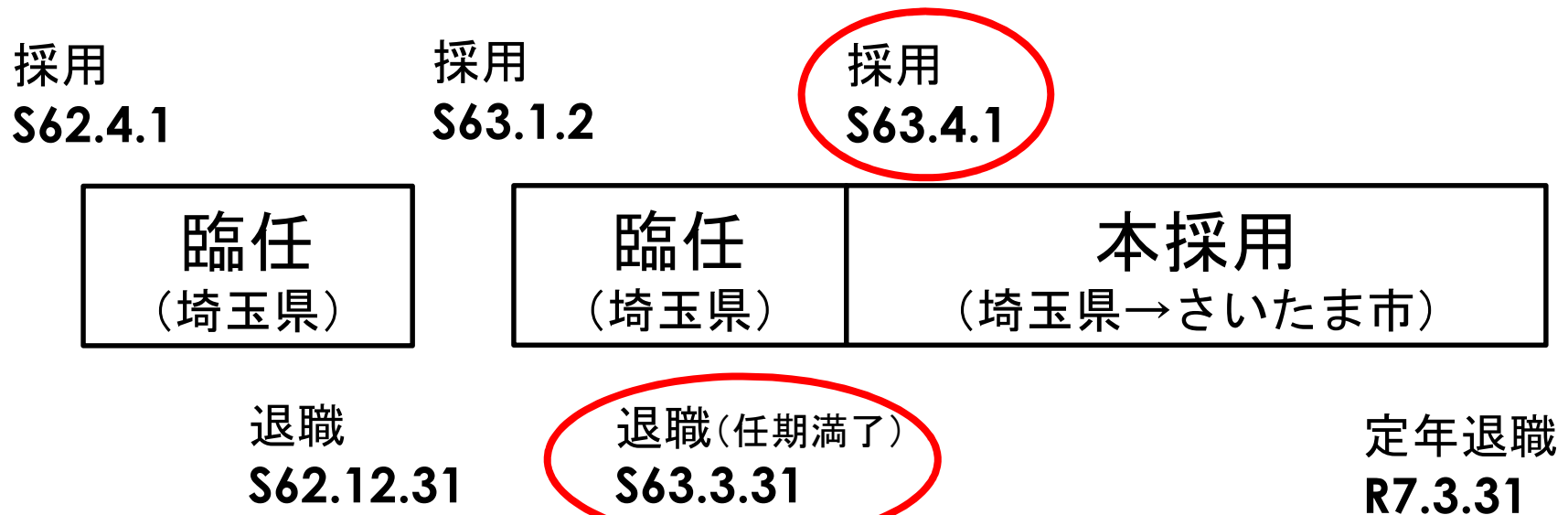
定年退職
R7.3.31



1日以上空けて採用 = 通算しない

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算（前歴を通算できる場合）



1日も空けず採用 = 通算する
S63.1.2～R7.3.31 …… 37年3月

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算する割合

- | | |
|--|--------|
| 1 下記(2～5)以外の休職等 | →1／2除算 |
| 2 組合専従による休職期間 | →全期間除算 |
| 3 育児休業 子が1歳に達した日の属する月まで
(※平成4年4月1日以降育休取得) | →1／3除算 |
| 上記以外 | →1／2除算 |
| 4 自己啓発等休業 | →全期間除算 |
| (※一定要件を満たすものは1／2除算) | |
| 5 配偶者同行休業 | →全期間除算 |

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算期間の計算例（Ｙさんのケース）

採用
S63.4.1

開始
S63.8.10

臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業	本採用 (埼玉県→さいたま市)
-------------	--------------	------	--------------------

採用
S63.1.2

終了
H1.3.31

定年退職
R7.3.31

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算期間の計算例（Ｙさんのケース）

採用
S63.4.1

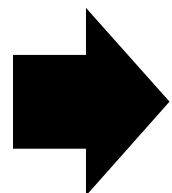
開始
S63.8.10

臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業	本採用 (埼玉県→さいたま市)
-------------	--------------	------	--------------------

採用
S63.1.2

終了
H1.3.31

定年退職
R7.3.31

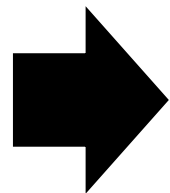


月の初日から末日まで休んだ期間が対象
＝ S63年9月～H1年3月の7か月

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

採用 S63.4.1		開始 S63.8.10	
臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業 (7か月)	本採用 (埼玉県→さいたま市)
採用 S63.1.2	終了 H1.3.31		定年退職 R7.3.31



この場合 1／2 を除算
＝ 7か月 × 1／2 ＝ 3.5月

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

採用
S63.4.1

開始
S63.8.10

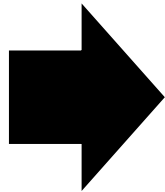
臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業 (7か月)	本採用 (埼玉県→さいたま市)
-------------	--------------	---------------	--------------------

採用
S63.1.2

終了
H1.3.31

定年退職
R7.3.31

37年3月 - 3.5月 = 36年~~11.5~~月



→ 37年

1年未満の月数のうち、6月以上は切上げる

(自己都合退職の場合、1年未満は切捨て)

2 退職手当の計算方法

B 勤続年数 ◎計算例まとめ

- S62. 4. 1 ~ S62. 12. 31 臨時的任用職員
- S63. 1. 2 ~ S63. 3. 31 臨時的任用職員
- S63. 4. 1 ~ R7. 3. 31 本採用（定年退職）
- S63. 8. 10 ~ H1. 3. 31 育児休業取得 の場合

在職期間・・・37年3月

（臨時的任用職員期間3月+本採用職員期間37年）

除算期間・・・3.5月

（平成4年4月1日以前に育休取得：1/2除算）

37年3月－3.5月＝36年11.5月→37年

1年未満の月数のうち、6月以上は切上げ
（自己都合退職の1年未満は切捨て）

2 退職手当の計算方法

◎支給割合一覧表の見方 (別添1参照)

退職事由 勤続年数	自己都合	定年 公務外死亡 通勤災害傷病	勸奨	公務外傷病 任期満了	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
1年	0.5022	0.5022			1.2555
～	～	～			～
34年	38.7531	46.83015			46.83015
35年	39.7575	47.709		39.7575	47.709
36年	40.7619	47.709	47.709	40.7619	47.709
37年		47.709	47.709	41.7663	47.709
～	～	～	～	～	～

退職事由: 定年
勤続年数: 37年
の場合
支給割合: 47.709

2 退職手当の計算方法

③退職手当の調整額

①退職日の給料の月額

×

② 支 給 割 合

+

③ 退 職 手 当 の 調 整 額

＝

退 職 手 当 額

→どのように決まるのか？

2 退職手当の計算方法

○退職手当の調整額とは？

【定義】

平成8年4月1日から退職日の属する月までの在職期間を、月ごとに別添2に定める区分に分類し、調整月額の高い順に60月分を加算する。

2 退職手当の計算方法

◎退職手当の調整額の区分表の見方 (別添 2 参照)

職員の 区分	調整月額	教育職(1) 教育職(2)	学校栄養職	学校事務職
～				
第3号	59,550円	4級	—	—
第4号	54,150円	3級	—	—
第5号	43,350円	特2級及び2級 (大卒経験36年超)	—	4級
第6号	32,500円	特2級(上記以外) 2級(大卒経験27年超)	3級 (栄養主査)	3級 (事務主査)

2 退職手当の計算方法

◎退職手当の調整額の区分表の見方 (小・中学校の教頭の場合)

職員の 区分	調整月額	教育職(1) 教育職(2)	学校栄養職	学校事務職
～				
第3号	59,550円	4級	—	—
第4号	54,150円	3級	—	—
第5号	43,350円	特2級及び2級 (大卒経験36年超)	—	4級
第6号	32,500円	特2級(上記以外) 2級(大卒経験27年超)	3級 (栄養主査)	3級 (事務主査)

2 退職手当の計算方法

◎退職手当の調整額の計算例（勤続38年の教諭の場合）

- ・第5号 特2級・2級（大卒経験36年超）の期間

$$43,350\text{円} \times 24\text{月} = 1,040,400\text{円}$$

【調整月額】 【当該区分月数】

上位の区分から
先に適用する。

- ・第6号 特2級・2級（大卒経験27年超）の期間

$$32,500\text{円} \times 36\text{月} = 1,170,000\text{円}$$

【調整月額】 【当該区分月数】

$$\begin{aligned} 1,040,400\text{円} + 1,170,000\text{円} \\ = 2,210,400\text{円} \\ \text{【調整額】} \end{aligned}$$

2 退職手当の計算方法

○調整額の目安（教育職の場合）

級	在級年数	退職手当の調整額
4級	5年超	3,573,000円
3級	5年超	3,249,000円
特2級／2級	勤続38年	2,210,400円
	勤続32年	1,950,000円
特2級	勤続27年（かつ在級5年超）	1,950,000円
2級	勤続27年	1,626,000円
	勤続15年	1,626,000円

2 退職手当の計算方法

○調整額の計算にあたっての留意点

退職事由や勤続年数によっては、調整額が減額、あるいは不支給となることがある。

退職事由	勤続年数	制限
自己都合以外	4年以下	別添2により計算した調整額の1 / 2
自己都合	10年以上24年以下	別添2により計算した調整額の1 / 2
	9年以下	支給しない

3 退職手当に係る税金等

○退職手当額から引かれるもの

①「退職手当」に課される税金

- ・ 所得税（復興特別所得税含む）
- ・ 住民税（市町村民税、都道府県民税）

②「前年収入」に課されている税金

- ・ 一括徴収住民税

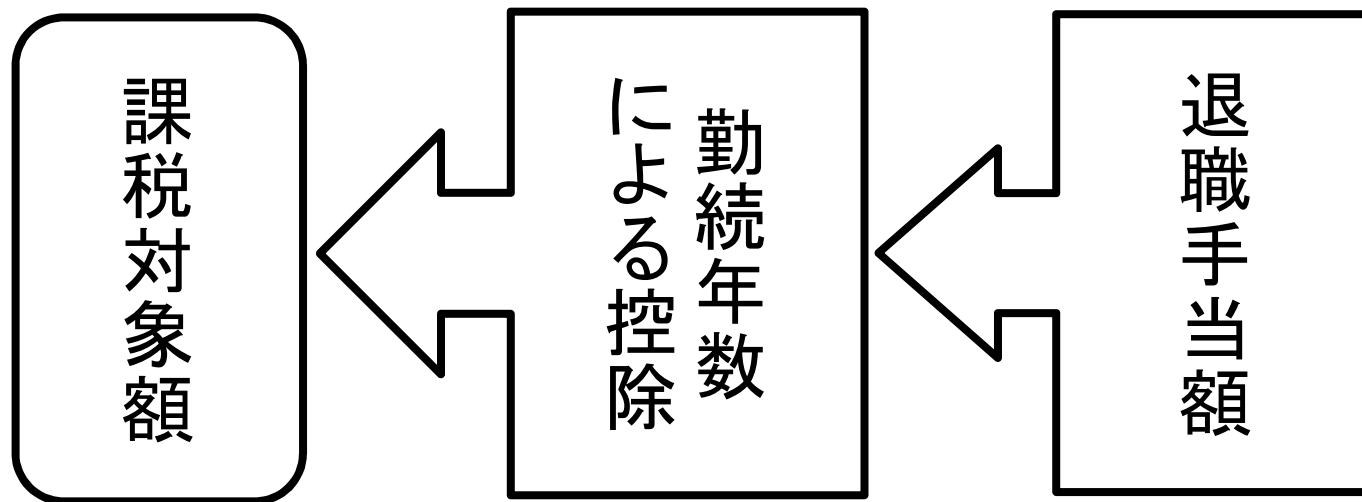
※住民税は、前年の1月～12月の所得に基づいて計算され、その年の6月～翌年5月支給の給与から徴収されている。
⇒給与からの徴収ができなくなる4、5月分の住民税を、退職手当から一括して徴収するもの。

③貸付返済金

3 退職手当に係る税金等

○所得税、住民税

⇒退職手当額と勤続年数により決定



3 退職手当に係る税金等

○所得税、住民税の計算式

(控除額の計算式)

- 勤続20年未満

⇒ $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$

- 勤続20年以上

⇒ $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

3 退職手当に係る税金等

◎計算例（退職手当額から引かれるもの）

・所得税、住民税（ケース1）

{ 退職手当額 : 1900万円 勤続期間 : 36年 }

⇒控除額 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (36\text{年} - 20\text{年}) = 1920\text{万円}$

全額控除対象となるので、所得税・住民税は0円

3 退職手当に係る税金等

◎計算例(退職手当額から引かれるもの)

・所得税、住民税(ケース2)

{ 退職手当額 : 1900万円 勤続期間 : 30年 }

⇒控除額 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (30\text{年} - 20\text{年}) = 1500\text{万円}$

課税対象額 $1900\text{万円} - 1500\text{万円} = 400\text{万円}$

3 退職手当に係る税金等

◎計算例(退職手当額から引かれるもの)

・所得税、住民税(ケース2)

別添3参照(別添3の税額は概算です)

課税対象額 400万円

別添3 退職手当の税額表	
税額表(所得税・住民税の合計額)	
所得控除後の額	税額(千円)
150万円	114千円
～	～
400万円	305千円
450万円	356千円

3 退職手当に係る税金等

◎計算例（退職手当額から引かれるもの）

- ・一括徴収住民税（4・5月分）

控除明細									
共済短期	介護保険料	共済福祉	共済長期		健康保険	厚生年金	雇用保険		課税対象額
所得税	住民税	市互助会	教互助会 (課)	教互助会 (非)	共・互貸付金			退職共済	使用料
生命保険料	損害保険料	財形貯蓄	保険料	控除	「住民税」の2カ月分				組合費